

大阪市立大学ゲストハウス利用細則

第1条 この細則は、大阪市立大学ゲストハウス規程(以下「規程」という。)第15条に基づき、ゲストハウスの利用について必要な事項を定めるものとする。

第2条 規程第4条第1号による入居資格者の中には、次の者を含める。

- (1) 外国の大学等との学術交流協定に基づき、本学に受入を行い滞在する日本国籍を有する研究者
- (2) 大阪市立大学外国人招へい研究者受入要項に基づき、本学に受入を行い滞在する日本国籍を有する外国人招へい研究者
- (3) その他日本国籍を有する研究者で、外国におおむね10年以上在住し、当該国の学界で活躍している者

第3条 規程第4条第2号による入居対象者は、次の者とする。

- (1) 本学において教育研究に従事する本学以外の研究者
- (2) 本学の教職員で職務上必要とする者

第4条 規程第5条に規定する受入教員等は、入居許可申請書により学長に対して申請を行うものとする。

2 学長は、前項の入居申請に対して許可の決定を行ったときは、入居許可通知書により、受入教員等に対して通知を行うものとする。

第5条 前条第2項により入居を許可された者(以下「入居者」という。)が入居期間を変更しようとする場合、受入教員等が速やかに入居期間変更申請書により、学長に対して申請を行うものとする。

2 学長は、前項の申請に対して許可の決定を行ったときは、入居期間変更許可通知書により、受入教員等に対して通知を行うものとする。

第6条 規程第6条により入居期間を更新しようとする場合、受入教員等は入居延長許可申請書により、学長に対して申請を行うものとする。

2 学長は、前項の申請に対して許可の決定を行ったときは、入居延長許可通知書により、受入教員等に対して通知を行うものとする。

第7条 入居者は、規程第7条第1項により、速やかに誓約書を学長に提出しなければならない。

第 8 条 規程第 7 条第 2 項により新たに家族を同居させようとする場合、受入教員等は家族同居許可申請書により、学長に対して申請を行うものとする。

2 学長は、前項の申請に対して許可の決定を行つたときは、家族同居許可通知書により、受入教員等に対して通知を行うものとする。

第 9 条 規程第 8 条第 1 項に定める利用料(光熱水費等を含む。)は、次のとおりとする。

種別	利用料
宿泊室 4 人部屋	1 泊 3,000 円
宿泊室 1 人部屋	1 泊 2,000 円

2 利用料の納付は、本学が指定する期日までに、本学が指定する銀行口座に振り込むものとする。

第 10 条 規程第 8 条第 3 項による利用料の減免については、次の場合とする。

(1) 外国の大学等との学術交流協定により、本学が滞在費を負担することになっている者であるとき

(2) その他学長が減免の必要があると認めるとき

第 11 条 規程第 11 条により入居許可を取り消したときは、理由を付して、入居許可取消通知書により、受入教員等に対して通知を行うものとする。

第 12 条 入居者は、規程第 13 条により、入居期間を短縮して退去する場合、受入教員等が退去届出書を学長に提出するものとする。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 19 年 7 月 19 日から施行する

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する